

大阪府警察入札審査会設置要綱の制定について

平成19年1月22日例規（会・施・装）第4号

この度、「大阪府警察本部入札審査会設置要綱の制定について」（平成18年4月6日例規（会・施・装）第58号）の全部を改正し、別記のとおり大阪府警察入札審査会設置要綱を定め、平成19年2月1日から実施することとしたので、その適切な運用に努められたい。

別 記

大阪府警察入札審査会設置要綱

第1 設置

大阪府警察が発注する契約に係る入札の実施に当たり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づき行うこととされている事務の透明性及び客観性を確保するため、警察本部に大阪府警察本部入札審査会（以下「本部審査会」という。）を、警察署に警察署入札審査会（以下「署審査会」という。）を設置する。

第2 本部審査会

1 任務

本部審査会は、次の事項について審議し、及び決定するものとする。

- (1) 警察本部が発注する契約のうち警察本部が自ら締結する契約（地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものを除く。）に係る次の事項
 - ア 一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定
 - イ 一般競争入札に参加しようとする者についての前記アの資格の有無の審査
 - ウ 指名競争入札に参加する者に必要な資格の設定
 - エ 指名競争入札に参加しようとする者についての前記ウの資格の有無の審査
 - オ 指名競争入札に参加させようとする者の指名
 - カ 前記イの審査についての苦情の処理
 - キ 前記オの指名についての苦情の処理
 - ク 入札についての談合に関する情報を入手した場合の調査その他の対応
- (2) 警察本部が発注する契約のうち大阪府契約局が締結する契約に係る前記(1)のアからオまでの事項（その審議及び決定について大阪府契約局からの委任があるものに限る。）

2 構成

- (1) 本部審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- (2) 会長は、総務部長をもって充てる。
- (3) 副会長は、総務部会計課長、施設課長及び装備課長をもって充てる。
- (4) 委員は、会長が本部審査会の開催の都度所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから指名する者をもって充てる。

3 運営

- (1) 会長は、必要の都度本部審査会を招集し、これを主宰する。
- (2) 会長に事故があるときは、本部審査会に付議される案件を主管する所属の長である副会長（以下「主管副会長」という。）がその職務を代理する。
- (3) 会長は、本部審査会の開催に当たり必要があると認めるときは、主管副会長に必要な調査を行わせることができる。
- (4) 会長は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、本部審査会への出席を求めることができる。

4 会議

本部審査会の議事は、出席委員（会長及び副会長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

5 部会

(1) 設置

前記1の任務を能率的に遂行するため、本部審査会の審議事項の一部を分担する部会として、会計課関係入札審査部会、施設課関係入札審査部会及び装備課関係入札審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。

(2) 任務

審査部会は、前記1の(1)及び(2)の事項のうち次の契約に係る事項について審議し、及び決定するものとする。

- ア 予定価格が2億円未満の工事
- イ 予定価格が2億円未満の委託その他の請負契約
- ウ 予定価格が3,000万円未満の購入契約
- エ 予定賃貸借料の年額が3,000万円未満の賃貸借契約
- オ その他予定価格が1,000万円未満の契約

(3) 構成

- ア 審査部会は、部会長、副部会長及び委員をもって構成する。
- イ 部会長、副部会長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(4) 運営

- ア 部会長は、必要の都度審査部会を招集し、これを主宰する。
- イ 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- ウ 部会長は、部会の開催に当たり必要があると認めるときは、その指定する職員に必要な調査を行わせることができる。
- エ 部会長は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、審査部会への出席を求めることができる。

(5) 会議

審査部会の議事は、出席委員（部会長及び副部会長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長が決するものとする。

(6) 報告

審査部会における審議結果については、部会長が会長に報告する。

第3 署審査会

1 任務

署審査会は、警察署が発注する契約のうち、警察署が自ら締結する契約（地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものを除く。）に係る前記第2の1の(1)のアからクまでの事項及び大阪府契約局が締結する契約に係る同(1)のアからオまでの事項（その審議及び決定について大阪府契約局からの委任があるものに限る。）について審議し、及び決定するものとする。

2 構成

- (1) 署審査会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- (2) 会長は、警察署長をもって充てる。
- (3) 副会長は、副署長又は次長をもって充てる。
- (4) 委員は、各課長（会計課長の配置のない警察署にあっては、会計係長）をもって充てる。

3 運営

- (1) 会長は、必要の都度署審査会を招集し、これを主宰する。
- (2) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- (3) 会長は、署審査会の開催に当たり必要があると認めるときは、副会長に必要な調査を行わせることができる。
- (4) 会長は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、署審査会への出席を求めることができる。

4 会議

署審査会の議事は、出席委員（会長及び副会長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

第4 庶務

- 1 本部審査会の庶務は会計課において、会計課関係入札審査部会の庶務は会計課に、施設課関係入札審査部会の庶務は施設課に、装備課関係入札審査部会の庶務は装備課において行う。
- 2 署審査会の庶務は、それぞれの警察署の会計係において行う。

前 文（抄）（令和5年3月31日例規（務）第40号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

別表

審査部会	部会長	副部会長	委員
会計課関係入札 審査部会	会計課長	会計課次長	1 次に掲げる会計課の職員 (1) 調査官（府費担当） (2) 管理官及び課長補佐（これらに相当する職にある者を含む。）のうちから部会長が指名する者 2 入札に係る事業を主管する所属その他当該事業に関係する所属の所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから部会長が指名する者
施設課関係入札 審査部会	施設課長	施設課次長	1 次に掲げる施設課の職員 (1) 施設課調査官（施設担当） (2) 管理官及び課長補佐（これらに相当する職にある者を含む。）のうちから部会長が指名する者 2 入札に係る事業を主管する所属その他当該事業に関係する所属の所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから部会長が指名する者
装備課関係入札 審査部会	装備課長	装備課次長	1 次に掲げる装備課の職員 (1) 調査官（車両管理担当） (2) 管理官及び課長補佐（これらに相当する職にある者を含む。）のうちから部会長が指名する者 2 入札に係る事業を主管する所属その他当該事業に関係する所属の所属長補佐（これに相当する職を含む。）以上の職にある者のうちから部会長が指名する者